

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成17年11月29日
担当部：人間開発部第三グループ
保健人材育成チーム

1. 案件名

チリ国食品安全国家プログラム強化プロジェクト

2. 協力概要

(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトは、チリ厚生省の食品安全分野の基本政策である「食品安全国家プログラム」を推進するため、同プログラムを構成する4要素、1) 食品関連施設の承認、2) 食品製造過程の監視、3) 流通食品のモニタリング、4) 衛生教育のうち、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点方式）¹導入の義務化による監視能力の強化2) と、流通食品のモニタリングの実施3) に必要とされる知識・技術強化に対する支援を行うものである。プロジェクト目標の達成に向け、具体的にはHACCP監視の任を負う食品衛生監視官の育成（食品産業界に対する行政の監視・指導水準の向上）、中央及び地方の食品検査試験機関における検査技術の向上、厚生省の政策策定能力の強化（国家食品モニタリング計画の策定）に向けた活動を実施する。また、プロジェクト活動全般を補完し、食品安全行政の実施体制を強化するために、我が国の経験に基づいた食品安全政策に係る助言及び技術的な支援を行う。

1 HACCPは、製造における重要な工程を継続的に監視することによって、製品の安全性を確保しようとする衛生管理法。

(2) 協力期間

2005年12月から2008年12月（3年間）

(3) 協力総額（日本側）

2.9億円

(4) 協力相手先機関

1) 実施機関（中央）：厚生省、公衆衛生研究所（ISP）

2) 実施機関（地方）：4州の厚生省地方事務所（SEREMI）及び傘下の試験検査機関（第5州：バルパライソ、第7州：タルカ、第9州：テムコ、第10州：プエルトモン）

(5) 国内協力機関

厚生労働省、横浜検疫所

(6) 裨益対象者及び規模等

1) 直接裨益対象者：

厚生省 健康政策・推進局 食品・人獣共通伝染病・ベクター部の職員 10名

ISP環境衛生部の職員 約40名

4州SEREMI傘下の試験検査機関（地方ラボ）の職員 約40人

食品衛生監視官 約50名

2) 間接裨益対象者：

チリの全国民（消費者）

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

チリの食品産業界は生産量の増加、生産の多様化、新技術の導入により変化が著しいが、衛生システムがそれに対応できておらず、農牧畜、水産業で使用している殺虫剤、肥料、抗生物質、ホルモンや他の化学成分の分析能力、環境対策が確立されていない現状がある。チリ政府は、食品及び化学物質の安全性検査の義務化や化学物質の規制等の各種関連法令の整備に積極的に取り組んでいるが、従来の安全性検査体制は技術不足などの理由から満足できない状況にあり、食品に関する安全性試験水準の向上が急務となっている。

また、現在チリにおける食品の安全性管理は、製品完成の段階（出荷直前）でのサンプリング検査が主流となっているが、厚生省は生産の原産に遡って予防的視点から安全性管理を行う必要があると認識している。そのため、厚生省はHACCP等の衛生管理システムを積極的に導入・普及しているが、食品産業界の指導・監視にあたるべき食品衛生監視官の能力不足が強く懸念されており、彼らの育成が急務となっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

チリでは1990年の民主政権発足以降、医療体制の整備に厚生省予算の多くが投入されてきた。しかし近年、国際的にBSE等の新たな食品衛生に関する問題が発生していること、食品製造技術の進歩によりチリ国内に流通する食品が急激に多様化していることから、チリ政府は医療サービスの充実に加えて、食品安全を含めた公衆衛生分野の強化が必要と認識している。

そのため、チリ政府は1996年に「食品衛生規則」を制定し、1990年代後半から同規則に基づいた残留農薬基準等の整備を進めてきた。2000年には2010年までに達成すべき4つの保健衛生目標を策定し、食品安全を含む環境衛生状況の改善もその一つに挙げている。

2005年1月には、公衆衛生分野の強化策の一環として、公衆衛生部門と医療部門を切り離す厚生省の組織改革が行われた。これにより公衆衛生専任の次官ポストが新設され、公衆衛生分野における必要な予算が確保される体制が整備された。さらに食品安全対策を強化するため、厚生省環境衛生部において食品安全対策を担当していた「食品担当ユニット」を、2005年5月に「食品・人獣共通伝染病・ベクター部（食品部）」として新設し、現在、同部を中心に食品安全国家プログラムの強化を図っている。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

我が国はチリに対する援助重点分野の1つとして「環境保全と健康改善」を掲げており、本プロジェクトはその方針の下に策定された「食品衛生・安全性向上プログラム」の一部として位置づけられた案件である。また、本プロジェクトはチリの全ての消費者の健康に影響を与える国内流通食品の安全性を高めることを目指しており、チリの国民一人一人の健康水準の向上に直接的に貢献する案件であることから、人間の安全保障の観点からも実施の意義が高い。

更に、本プロジェクトでは日本の食品安全行政についての経験を紹介し、同国の食品安全行政の改善のための助言を行うことにより、チリの食品安全国家プログラムの実施体制の強化を図るものであり、ODA大綱の「我が国の経験と知見の活用」の基本方針にも合致する。

4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

チリの食品安全国家プログラムの実施体制が強化される。

<指標>

- HACCP規則の施行状況
- 国家食品モニタリング計画の実施

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

チリ国内で流通する食品の安全性が向上し、チリ国内消費者の健康保護の水準が高まる。

<指標>

- リスクコミュニケーションの数
- 流通食品中の違反食品の割合

(2) 成果（アウトプット）と活動

成果1. 食品衛生監視官の能力が向上し、監視・指導の水準が高度化する。

活動1-1. HACCP基礎研修及び監視研修のカリキュラム並びにテキストを作成する。

活動1-2. 食品衛生監視官にHACCP基礎研修及び監視研修を実施する。

活動1-3. HACCPモデルを作成し、食品業界へのHACCPの普及を促進する。

活動1-4. 監視研修受講者に業務実施計画の作成を指導し、進捗状況を確認する。

<指標>

- HACCP導入企業数
- HACCP監視数

成果2. 協力対象ラボにおける食品検査能力が向上する。

活動2-1. 新しい検査法の研修を実施する。

活動2-2. 研修対象外の食品について、当該検査法の適用の妥当性を確認するための計画を作成し、実施する。

活動2-3. 検査法を文書化する。

<指標>

- 検査により発見可能な有害微生物の数
- 検査により発見可能な有害化学物質の数
- ラボの検査処理量
- 違反食品の摘発数

成果3. 厚生省による適切な国家食品モニタリング計画の策定が可能になる。

活動3-1. サンプルング対象食品を決定する。

活動3-2. サンプルング数、サンプルング方法を決定する。

活動3-3. 検体の取扱い手順を作成する。

<指標>

- 国家食品モニタリング計画の策定

成果4. チリの食品安全国家プログラムのマネジメントが強化される。

活動4-1. 日本の経験を紹介する。

活動4-2. チリの食品安全行政改善のための助言を行う。

<指標>

- 助言が実施された数

(3) 投入（インプット）

1) 日本側（総額2.9億円）

- 専門家派遣（1.3億円）
長期：2名（チーフアドバイザー、業務調整）
短期：14名（HACCP、残留農薬ほか）
- 供与機材（1.1億円）：ラボ検査分析用機材
- 現地活動費（0.3億円）：教材作成費等
- 研修員受け入れ8MM（0.2億円）

2) チリ側

- 人的配置：カウンターパート（C/P）の配置
- 専門家の執務室
- プロジェクト運営費：国内研修経費、機器の維持管理・更新費等

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

- 研修を受けた人材が、関係者に伝達研修を実施する。
- チリ国の食品安全政策が継続される。
- 食品に関わるステークホルダー（関係省庁、民間セクター、消費者等）がそれぞれの役割を適切に果たす。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

この案件は以下の理由から妥当性が高いと判断される。

- チリでは微生物を原因とする食品感染による疾病事例が多く、特に貧困層住民は食中毒や胃腸炎、肝炎等の疾病にかかりやすいと報告されており、食品の安全性向上のための施策は、チリの消費者の健康確保の観点から重要な課題である。
- チリ政府は国民の健康保護を目的として、1996年に食品の製造、包装、保管、流通、販売等の全過程における安全性を包括的に規制する「食品衛生規則」を制定し、同規則に基づく残留農薬基準、動物医薬品基準等を順次整備してきた。また、厚生省が2000年に制定した2010年までに達成すべき4つの保健衛生目標において、食品安全を含む環境衛生状況の改善が掲げられている。このように、チリでは食品安全課題への認識が高まっており、食品安全性確保を国策として進めていることから、本プロジェクトの主旨はチリ政府の方針に合致していると言える。

(2) 有効性

この案件は以下の理由から有効性が見込める。

- 本プロジェクトは、チリの食品安全国家プログラムの柱である 1) 食品製造過程の監視活動及び 2) 流通食品のモニタリング計画の実施に必要なとされる知識・技術強化に対する支援により、同プログラムの実施体制の強化を目指す。そのため、HACCPの監視・指導を担う食品衛生監視官の研修、市場流通食品に対するモニタリング計画策定手法の移転、及びその基礎である食品検査技術の強化を行うこととしており、プロジェクト目標の達成に必要な要素が組み合わされていると判断される。さらに成果4により、日本の経験に基づいた助言や技術支援を行うことで、各成果達成のための活動が効果的に実行され、プロジェクト目標の達成を更に推進することが期待される。
- 日本は食品衛生法に基づく乳・乳製品工場等に対するHACCPの導入にあわせ、適切なHACCPを食品産業に普及させるための食品衛生監視官の育成に取り組み成果をあげており、その経験を活

かした効果的な協力が見込まれる。

(3) 効率性

この案件は以下の理由から効率的な実施が見込める。

- 本プロジェクトの技術移転は、厚生省とISPの他、SEREMI傘下に設置されている全国20の地方ラボのうち、4つの地方ラボを支援拠点として選定し、集中的に協力を行うこととしている。チリ政府が支援拠点となった機関とISPを中心とするラボ間ネットワークを活用し、強化された検査技術等成果の全国展開に努める。

(4) インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測できる。

- 本プロジェクトで直接の技術移転の対象となるのは厚生省、ISP、SEREMIの関係スタッフであるが、国家政策としての食品安全性確保の最終的な裨益者はチリの消費者である。本プロジェクトでは、検査技術の向上により市場に流通する食品への監視を強化すると共に、政策の立案と遵守を通じて食品産業界に対する監査・指導体制を強化することで、上位目標「チリ国内で流通する食品の安全性が向上し、チリ国内消費者の健康保護の水準が高まる」につながることを期待される。
- 成果3によりモニタリング計画の策定が可能となった後、チリ側が同調査を実施することが期待されるが、その結果チリ国内の市場で流通する食品の汚染状況が明らかにされ、その結果を活用して必要な施策（食物の生産・食品の製造段階における薬品類の使用規制、輸入食品の検査強化等）が提言され、更なる食品安全の監視強化につなげる、という行政のサイクルが作られることで、食品安全国家プログラムの実施体制を更に強化していくことが期待される。

(5) 自立発展性

以下のとおり、本案件による効果は、相手国政府によりプロジェクト終了後も継続されるものと見込まれる。

- 本プロジェクトでは、厚生省食品部を中心カウンターパート機関とし、同食品部の総合調整により、ISP及び4地方SEREMIとその傘下の地方ラボがプロジェクト活動を分担し協力する。これらの機関では、プロジェクト活動に通常業務の一環として取り組めるため、キャパシティ・ビルディングを含めたプロジェクトの効果、人材配置などの組織体制、予算の確保等はプロジェクト終了後も継続されると判断される。
- 食品安全政策に関する大統領顧問委員会として「チリ食品安全委員会（Chilean Agency for Food Safety）」が2005年10月21日付で設置された。同局の機能は、食品安全に係る関係省庁が提出する法規・基準等の草案を調整し取りまとめることであるが、法規・基準の実行においては厚生省が中心的な役割を担うこととなっている。同委員会が設置されることにより、国家を挙げてチリの食品安全行政の一層の強化に取り組むこととなり、プロジェクト実施後の自立発展性が高い。
- チリの政策において、食品安全行政の強化を目指す方向性が明確であることから、食品安全行政に携わる厚生省及びSEREMIの行政官、食品試験検査に携わるISP及び地方ラボの職員、その他関係者の意欲は高く、トレーニングを受けた人材がプロジェクト終了後も現職場で勤務を続けることが予想される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

食品安全国家プログラムは、最終的にチリ全国民の健康保護に寄与するものである。本プロジェクトは、チリ政府の「平等を伴った成長」という基本綱領に即しており、食中毒等の食品感染による疾病にさらされやすい貧困層住民の健康保護に資することが可能であり、その点においても案件実施の意義が認められる。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

2001年～2005年に行われた「マレーシア食品衛生プログラム強化プロジェクト」では、プロジェクトの成果を地方に波及させるため、日本人専門家から集中的な技術移転を受けた中央のカウンターパートが、地方試験機関の検査技師を更に指導し技術移転を行う方法が有効に働いた。本プロジェクトにおいてはこの手法を取り入れ、厚生省とISPの他、全国から選定した4つのSEREMIに対して技術移転を行った後、更に彼らが中心となり地方への技術移転を行う。

8. 今後の評価計画

- 中間評価：プロジェクト開始後2年目
- 終了時評価：プロジェクト終了前6ヶ月
- 事後評価：プロジェクト終了後3年目